

## 近世における家系継承と人口学的要因

坪内 玲子

— 会津藩藩士の場合 —

## 一 はじめに

江戸時代の武士における家督は長男によって継承されるのが原則であった。しかし、現実には長男による継承が実現しなかつた場合がある。日本の武士においては、継承順位を逸脱して継承が行なわれることはまれで、長男が早世した場合に二男が、二男が既に他家に養子に出されている場合には三男が、というように子の間の順位は尊重される。家督を継承すべき男子を欠く場合には、弟、婿養子、同族からの養子、異姓の養子などが登場することになるが、これらのいずれが選択されるかは、地方文化によるところが大きい。長男以外による家督の継承は、長男相続制度の補完的な様相として捉えられる。この補完部分がかなり大きいことが、日本の「家」制度下における相続の特色といえる。

家督の単独継承を原則とする武士の間では、子の数は必ずしも多くはなく、加えて、当時の日本の死亡率はかなり高かつた。このような状況の下では、補完的措置は、男子数や死亡傾向の如何によってその発動の頻度を規定される側面がある。本稿は、このような人口学的要因と家系継承との関係を、一七世紀および一八世紀の会津藩藩士における家系の継承に着

目して検討するものである。

会津藩藩土の家系の継承に関しては、会津若松市立図書館にコピー製本の形で収められている同藩藩土の家譜三六〇巻（うち一九巻は欠冊）を利用して分析を行なった。<sup>(1)</sup> 会津藩藩土については、多くの場合その家譜から石高の記載を見出だすことができるので、ここでは、分析の焦点を、まず、階層別状況に当てることにする。既に分析した秋田佐竹藩の場合と同様、会津藩からは相当多くのケース数が得られるので、時間的な経過もかなりきめ細かく観察することができる。また、東北地方については、秋田佐竹藩の外に、盛岡南部藩を取り上げて、別の側面を含む観察を行なっているので、<sup>(3)</sup> 会津藩を加えた形で、総合的な判断へと向かって進むことが可能かもしれない。ただし、最初の分析対象とした盛岡南部藩については、分析的試行的な性格と、手集計による再分析の面倒さのために、現在のところ利用できる比較資料が限られている。

## 二 資料分析

### (一) 分析可能ケース

盛岡南部藩や秋田佐竹藩との間で、ある程度の比較対照ができるように、前例に倣って上述の系譜から原則として以下の条件に適合した家督継承者を取り出した。(1) 当代における分家ではないこと、(2) 先代家督者に対する続柄が判明すること、である。盛岡南部藩においては、これらのほかに、(3) 家督継承の年次が記載されていること、(4) 家督期間が明らかなることを条件にしているが、会津藩の家譜資料においては、家督継承の年次が明らかでない場合が多いので、秋田佐竹藩の場合と同様に、先代の死亡年次が記載されていることをもう一つの基準にした。<sup>(4)</sup> 取り出された家督継承ケース数を先代の死亡年にしたがって一〇年ずつまとめて示すと表1のようになる。ケースの分布は一七世紀の初めから一九世紀の初めに及ぶが、もっとも多いのは一七五一—一七六〇年の二三九件で、その前後にやや非対照的に分布している。

会津藩における割合がいちばん高いものの、最下位との差は一・九ポイントにすぎない。しかし、実子による継承について

表2 先代との関係別にみた家督継承者

先代との関係	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
長男	400 (64.2)	602 (59.2)	504 (50.3)
二男以下	90 (14.4)	154 (15.1)	141 (14.1)
養子	52 ( 8.3)	106 (10.4)	114 (11.4)
婿養子	61 ( 9.8)	103 (10.1)	157 (15.7)
その他	20 ( 3.3)	52 ( 5.2)	85 ( 8.5)
計	623 (100)	1017 (100)	1001 (100)

表3 東北三藩における家系の継承 (摘要表)

継承者	会津藩		佐竹藩		南部藩	
	17世紀	18世紀	17世紀	18世紀	17世紀	18世紀
長男	64.2%	54.8%	65.3%	52.9%	70.6%	54.5%
実子	78.6	69.4	73.9	62.8	76.0	61.9
養子	8.3	10.9	11.9	17.2	5.1	7.9
婿養子	9.8	12.9	7.9	11.1	7.4	9.4
弟	1.0	2.4	2.5	3.5	3.7	6.1
甥	0.6	0.7	0.5	1.0	1.3	3.9

半にはさらに低下して五〇・三パーセントになっている。二男以下を加えた実子による継承の割合は、一七世紀では七八・六パーセント、一八世紀前半七四・三パーセント、一八世紀後半六四・四パーセントであった。低下の様相は、秋田佐竹藩に共通している。ちなみに、秋田佐竹藩では長男による継承は、それぞれ六五・三パーセント、五四・九パーセント、五〇・一パーセントであった。

東北三藩において会津藩の位置付けを行なうために、家系の継承に関する若干の指標を、一七世紀と一八世紀についてまとめて示すと表3のようになる。いずれの藩においても一七世紀から一八世紀にかけて長男による継承の減少が生じている。その結果、一八世紀においては、会津藩五四・八パーセント、南部藩五四・五パーセント、佐竹藩五二・九パーセントとなる。

表1 事例の分布

先代死亡年	継承件数
-1630	7
1631-1640	15
1641-1650	46
1651-1660	71
1661-1670	96
1671-1680	123
1681-1690	134
1691-1700	131
1701-1710	180
1711-1720	187
1721-1730	200
1731-1740	218
1741-1750	232
1751-1760	239
1761-1770	236
1771-1780	227
1781-1790	186
1791-1800	113
1801-1810	84
1811-1820	32
1821-1830	4
計	2761

(二) 家督継承者の先代家督者との関係

家督継承者の先代家督者に対する関係を一七世紀と一八世紀前半および後半に分けて示すと表2のようになる。一七世紀においては長男による継承が六四・二パーセントを占めていたが、一八世紀前半に五九・二パーセントになり、一八世紀後半

表4 先代の男子数

	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
男子数	623 (100)	1017 (100)	1001 (100)
平均	2.04	1.82	1.93

表5 先代の子の数

	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
子の数	623 (100)	1017 (100)	1001 (100)
平均	3.50	3.34	3.66
性比	1.405	1.195	1.121

ては、たとえば一八世紀において、佐竹藩では二男以下による継承九・九パーセントを加えて、実子による継承が六二・八パーセント、南部藩では七・四パーセントを加えて六一・九パーセントとなるのに対して、会津藩では一四・六パーセントを加えて、六九・四パーセントとなり、最下位との差は七・五ポイントに広がり、もつとも高い割合が観察される。養子による継承は、会津藩では、一七世紀八・三パーセント、一八世紀一〇・九パーセントである。佐竹藩ではそれぞれ一一・九パーセント、一七・二パーセントでもつとも多く、南部藩では、一七世紀五・一パーセント、一八世紀七・九パーセントでもつとも少ない。

会津藩における婿養子の割合は、一七世紀九・八パーセント、一八世紀一二・九パーセントで、養子の割合を上回っている。婿養子が女性の実子を介した相続であることを考慮すると、会津藩では実子を中心とする相続がさらに多いことになる。佐竹藩においては、一七世紀七・九パーセント、一八世紀前半一一・一パーセントで、いずれも養子の割合を下回っている。南部藩ではそれぞれ、七・四パーセント、九・四パーセントで、養子より多いが、他藩に比べるともつとも少ない。南部藩ではその代わりに、弟による相続（一七世紀三・七パーセント、一八世紀六・一パーセント）、甥による相続（一七世紀一・三パーセント、一八世紀三・九パーセント）などが目立ち、同族が重視されるという傾向が見出だされている。

### (三) 先代の子の数

会津藩における継承は、比較的多い男子数および子の数によって特徴付けられている。先代の男子数を一七世紀、一八世紀前半、一八世紀後半について示すと表4のようになる。男子を欠く者の割合は、一七世紀には一四・三パーセントであったが、一八世紀前半には一五・八パーセントとなり、一八世紀後半には一八・七パーセントに

表6 東北三藩における子の数 (摘要)

継承者	会津藩		佐竹藩		南部藩	
	17世紀	18世紀	17世紀	18世紀	17世紀	18世紀
男子欠如	14.3%	17.3%	19.7%	26.3%	15.9%	24.6%
子の欠如	7.4%	8.4%	11.9%	15.1%	-	-
平均男子数	2.04人	1.88人	1.54人	1.55人	1.65人	1.58人
平均子数	3.50人	3.50人	2.59人	2.78人	-	-
性比	1.41	1.16	1.48	1.26	-	-

表7 先代との関係別にみた家督継承者 17・18世紀石高別

先代との関係	1000石以上	200-999石	100-199石	100石未満
長男	41 (69.5)	491 (56.8)	505 (57.6)	380 (53.1)
二男以下	8 (13.6)	146 (16.9)	113 (12.9)	102 (14.3)
養子	3 (5.1)	70 (8.1)	80 (9.1)	108 (15.1)
婿養子	2 (3.4)	87 (10.1)	123 (14.1)	99 (13.8)
その他	5 (8.4)	70 (8.1)	55 (6.3)	26 (3.7)
計	59 (100)	864 (100)	876 (100)	715 (100)

なっている。既に示した長男相続の割合、あるいは実子による相続の変化は、この変化に対応している。女子を加えて先代の子の数を示すと表5のようになる。子がいない場合の割合は、一七世紀七・四パーセント、一八世紀の前半と後半ではそれぞれ八・四パーセント、七・八パーセントである。

佐竹藩および南部藩について、男子を欠く者の割合、子を欠く者の割合、平均男子数、平均女子数を、会津藩と比較しながら示すと表6のようになる。佐竹藩、南部藩に比べて、会津藩では男子数が明らかに多く、これを背景に男子欠如の割合が低い。子の数についても同様の観察を行なうことができる。

性比については、会津藩では一七世紀一・四一、一八世紀前半一・二〇、一八世紀後半一・一二と次第に低下している。このような性比の低下は、間引きの減少や女子の死亡率の低下に帰すよりも、女子が次第により正確に系譜に記載されるようになったことから説明したほうがよいように思われる。

(四) 石高別観察

既に述べたように、会津藩の資料の特性は石高別の観察を可能にする。表7は一七・一八世紀の合計値について、一〇〇〇石以上、二〇〇—九九九石、一〇〇—九九九石、一〇〇石未満の四つの階層における家督継承者を先代との関係別に示す。長男による継承の割合は、二〇〇—九九九石と一〇〇—九九九石との順位がややあいまいになるものの、これらを

表8 先代との関係別にみた家督継承者

(1) 200石以上 1000石未満

先代との関係	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
長男	173 (62.9)	187 (60.5)	131 (46.8)
二男以下	38 (13.8)	53 (17.2)	55 (19.6)
養子	23 ( 8.4)	23 ( 7.4)	24 ( 8.6)
婿養子	29 (10.5)	26 ( 8.4)	32 (11.4)
その他	12 ( 4.4)	20 ( 6.5)	38 (14.6)
計	275 (100)	309 (100)	280 (100)

(2) 100石以上 200石未満

先代との関係	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
長男	125 (62.8)	195 (60.4)	185 (52.3)
二男以下	29 (14.6)	41 (12.7)	43 (12.1)
養子	16 ( 8.0)	33 (10.2)	31 ( 8.8)
婿養子	23 (11.6)	37 (11.5)	63 (17.8)
その他	6 ( 3.0)	17 ( 5.2)	32 ( 9.0)
計	199 (100)	323 (100)	354 (100)

(3) 100石未満

先代との関係	17世紀	18世紀前半	18世紀後半
長男	71 (64.5)	160 (54.1)	149 (48.2)
二男以下	19 (17.3)	47 (15.9)	36 (11.7)
養子	10 ( 9.1)	42 (14.2)	56 (18.1)
婿養子	8 ( 7.3)	34 (11.5)	57 (18.4)
その他	2 ( 1.8)	13 ( 4.3)	11 ( 3.6)
計	110 (100)	296 (100)	309 (100)

表9 先代の男子数 17・18世紀石高階層別

	1000石以上	200-999石	100-199石	100石以下
男子数	59	864	876	715
平均	3.338	2.219	1.863	1.527

先代の男子数を石高別に観察すると、一七・一八世紀の合算値(表9参照)については、一〇〇〇石以上の三・三四人から一〇〇石以下の一・五三人に至る明瞭な階層差がみられ、また、表10に明らかのように、一七世紀、一八世紀前半、一八世紀後半の三期に分けた観察においても石高別の順位が保たれている。一七世紀においては二〇〇石以上

中間に置いて、最上層においてもつとも高く、最下層においてもつとも低い。階層別の序列は、実子による継承においてより明確になる。養子の割合は、階層が低いほど高くなる。婿養子についても、順序がややあいまいになるが、同様の傾向が見られる。

先代との関係別にみた家系継承者数を、事例数が少ない一〇〇〇石以上を除いて、一七世紀、一八世紀前半、一八世紀後半のそれぞれに分けて階層別に示すと、表8のようになる。一八世紀においては、実子による継承は石高の高いほど多く、養子あるいは婿養子による相続は石高の高いほど少ないことが認められるが、長男相続に限定すると石高による違いは不明瞭になる。一七世紀に関しては、むしろ逆に石高が低いほど、実子による継承および長男による継承の割合が高い。

表 10 先代の男子数

(1) 200 石以上 1000 石未満

	17 世紀	18 世紀前半	18 世紀後半
男子数	275	309	280
平均	2.189	2.171	2.300

(2) 100 石以上 200 石未満

男子数	199	323	354
平均	1.889	1.731	1.969

(3) 100 石未満

男子数	110	296	309
平均	1.845	1.462	1.476

表 11 先代の子の数 17・18 世紀石高階層別

子の数	1000 石以上	200-999 石	100-199 石	100 石以下
子の数	59	864	876	715
平均	5.644	4.175	3.459	2.661
性比	1.449	1.134	1.167	1.346

一〇〇〇石未満と一〇〇石未満との間で平均男子数において  
 ○・三四人の差が認められるのに対して、上述の順位を保ち  
 つつも、一八世紀後半には差が○・八二人まで拡大している。  
 一〇〇石未満の階層においては、平均男子数は一七世紀の  
 一・八五人から一八世紀後半の一・四八人へと減少しており、  
 ある程度以上の男子数が確保されていた一七世紀においては、  
 実子による継承に階層差が目立たなかったが、男子数の減少  
 が著しい一八世紀において顕在化したというように、実子継  
 承のある程度の実現のために必要とされる男子数の域値の存  
 在を認めることもできそうである。

先代の子の数について同様の観察を行なうと以下のよう  
 なる。表 11 に示すように、一七世紀と一八世紀の合算値にお  
 いては、一〇〇〇石以上の平均五・六四人から一〇〇石以下  
 の平均二・六六人に至る明瞭な階層差が認められる。ただし、性比は、両端の階層において特に高くなっている。最上層  
 における性比の高さは庶男子の認知に関わるもの、第二階層以下においては系譜記録における女子の欠落と見做すことも  
 できよう。一〇〇〇石以上の階層を除く三階層について、一七世紀、一八世紀前半、一八世紀後半の変化を示すと、表 12  
 のようになる。いずれの階層においても、時代が下がるにしたがって性比が低くなっている。これを間引きの減少と見る  
 よりは、記録の正確化と見做したいことについては既に述べた。このような性比の低下を考慮すると、子の数については  
 記録上の数値を鵜呑みにするわけには行かないが、少なくとも見掛け上は、上層において増加を、下層において減少を示  
 している。それぞれの期間ごとに見た階層差も著しい。全体としてみれば、信頼性においてやや劣ると評価されるものの、

表 12 先代の子の数

(1) 200 石以上 1000 石未満

	17 世紀	18 世紀前半	18 世紀後半
子の数	275	309	280
平均	3.989	4.055	4.489
性比	1.216	1.153	1.051

(2) 100 石以上 200 石未満

	17 世紀	18 世紀前半	18 世紀後半
子の数	199	323	354
平均	3.216	3.288	3.751
性比	1.424	1.111	1.105

(3) 100 石未満

	17 世紀	18 世紀前半	18 世紀後半
子の数	110	296	309
平均	2.736	2.611	2.682
性比	2.071	1.274	1.223

男子数において観察された結果と合致している。会津藩における継承がある程度多い男子数によつて決定され、男子の欠如がある場合に女子が援用されたとすれば、その結果は低い階層における婿養子の多さとして現われるはずである。そのような傾向は既に示した先代との関係別にみた家督継承者に関する諸表に垣間見ることができ。

#### (五) 変動時期と変動の様相

一〇カ年あたりのケース数が一〇〇件以上あるのは、一六七一年から一八〇〇年にかけての一三〇年間であるが、この前後の一〇年をも加えてそれぞれの期間ごとに、家督継承の総数、男子を欠く者の実数と割合、子を欠く者の実数と割合、長男が継承した場合の実数と割合、養子が継承した場合の実数と割合を示すと表13のようになる。長男の継承が、全体として次第に少なくなっていくのが分かる。他方、養子あるいは婿養子による継承が、危機における臨時的な対応を含みつつ、増減することが指摘される。このような時系列のなかで、長男による継承に関して大きな減少が観察されるのは、一七二一—一七三〇年とそれに続く一七三一—一七四〇年の間(急落1)、一七四一—一七五〇年とそれに続く一七五一—一七六〇年の間(急落2)である。急落1および急落2を含む一七二一年から一七七〇年までの五期間について、継承者の先代との関係を詳細に示すと表14のようになる。

急落1に連動して、養子は七・五パーセントから一一・〇パーセントへ、婿養子は八・〇パーセントから一六・五パーセントへ増加している。また、急落2に連動して、養子は一一・六パーセントから一六・七パーセントへ、婿養子は一一・二パーセントから一五・五パーセントへ増加している。急落1は、男子欠如一・五パーセントから一九・三パーセントへ、急落2は男子欠如一六・八パーセントから二五・五パーセントへという変動に対応している。急落1においては、子



表 13 10ヵ年毎の観察

先代死亡年	継承件数	長男	養子	婿養子	男子欠如	子の欠如
1641-1650	46	28	7	4	7	2
1651-1660	71	41	8	6	10	7
1661-1670	96 (100)	64 (66.7)	8 ( 8.3)	11 (11.5)	11 (11.5)	7 ( 7.3)
1671-1680	123 (100)	79 (64.2)	11 ( 8.9)	11 ( 8.9)	20 (16.3)	11 ( 8.9)
1681-1690	134 (100)	85 (63.4)	11 ( 8.2)	14 (10.4)	18 (13.4)	8 ( 6.0)
1691-1700	131 (100)	87 (66.4)	6 ( 4.6)	15 (11.5)	22 (16.8)	10 ( 7.6)
1701-1710	180 (100)	120 (66.7)	20 (11.1)	7 ( 3.9)	26 (14.4)	16 ( 8.9)
1711-1720	187 (100)	115 (61.5)	19 (10.2)	17 ( 9.1)	31 (16.6)	16 ( 8.6)
1721-1730	200 (100)	125 (62.5)	15 ( 7.5)	16 ( 8.0)	23 (11.5)	16 ( 8.0)
1731-1740	218 (100)	111 (50.9)	24 (11.0)	36 (16.5)	42 (19.3)	14 ( 6.4)
1741-1750	232 (100)	131 (56.5)	27 (11.6)	26 (11.2)	39 (16.8)	21 ( 9.1)
1751-1760	239 (100)	107 (44.8)	40 (16.7)	37 (15.5)	61 (25.5)	27 (11.3)
1761-1770	236 (100)	121 (51.3)	31 (13.1)	35 (14.8)	40 (16.9)	20 ( 8.5)
1771-1780	227 (100)	119 (52.4)	26 (11.5)	33 (14.5)	43 (18.9)	18 ( 7.9)
1781-1790	186 (100)	91 (48.9)	15 ( 8.1)	30 (16.1)	30 (16.1)	10 ( 5.4)
1791-1800	113 (100)	66 (58.4)	6 ( 5.3)	22 (19.5)	14 (12.4)	5 ( 4.4)
1801-1810	84 (100)	42 (48.8)	5 ( 6.0)	14 (16.7)	9 (10.7)	4 ( 4.8)
1811-1820	32	16	2	5	6	5

表 14 先代との関係別にみた家督継承者(1731-1770年、10年きざみ)

先代との関係	1721-30	1731-40	1741-50	1751-60	1761-70
長男	125 (62.5)	111 (50.9)	131 (56.5)	107 (44.8)	121 (51.3)
二男以下	34 (17.0)	33 (15.1)	32 (13.8)	34 (14.2)	36 (15.3)
養子	15 ( 7.5)	24 (11.0)	27 (11.6)	40 (16.7)	31 (13.1)
婿養子	16 ( 8.0)	36 (16.5)	26 (11.2)	37 (15.5)	35 (14.8)
その他	10 ( 5.0)	14 ( 6.5)	16 ( 6.9)	21 ( 8.8)	13 ( 5.5)
計	200 (100)	218 (100)	232 (100)	239 (100)	236 (100)

(男女計)の欠如は八・〇パーセントから六・四パーセントへとむしろ少なくなり、急落2においては、九・一パーセントから一・三パーセントへ上昇している。全体的にみて、男子欠如の場合に比べて子の欠如の変動は緩やかであり、男子の欠如に追い込まれることはある程度あっても、全くの子の欠如が発生することは少ないことを示している。その中において、急落2においては、危機的な状況が発生したとみることができ。急落1においては、婿養子の割合が養子の割合を上回っているが、急落2においては逆転するのである。男女の子という資源の利用について、その限界が生じたことを示している。

表 15 先代の男子数(1721-1770、10年きざみ)

	先代の死亡年次				
	1721-1730	1731-1740	1741-1750	1751-1760	1761-1770
事例数	200	218	232	239	236
平均	1.90	1.74	1.75	1.69	1.97

表 16 先代の子の数(1721-1770、10年きざみ)

	先代の死亡年次				
	1721-1730	1731-1740	1741-1750	1751-1760	1761-1770
事例数	200	218	232	239	236
平均	3.57	3.46	3.25	3.14	3.89
性比	1.134	1.011	1.170	1.158	1.031

大きな減少は、一七九一—一八〇〇年とそれに続く一八〇一—一八一〇年の間(急落<sup>3</sup>)にも認められる。この場合には、男子数欠如の割合が上昇しているわけではない。ケース数が少ないので確かというわけではないが、この間に、男子欠如は一・二・四パーセントから一〇・七パーセントへとむしろ減少しているのである。一八〇一—一八一〇年においては、二男が継承した場合が一五ケースあった。さらに五男による継承一件を加えると、実子による継承は六九・〇パーセントになり、これは一八世紀後半の数値よりもむしろ高いくらいである。一八〇一—一八一〇年の相続ケースにおける先代家督者の平均男子数は、二・一九人で、性比一・一二八が一八世紀後半とほとんど変わらないことと合わせると、子の数において増加が見られたとも判断することができ。そのような状況の中で、男子の中での家督継承者の調達が可能になったとみても良いかもしれない。

養子と婿養子の変化において、養子は一七五一—一七六〇年のピークを迎えた後にその割合が次第に小さくなるのに対して、婿養子は若干の変動はあるものの、ある程度の多さが確保されるようになることが観察される。これは、養子に対する婿養子の優先という原則が確立されたと考えることよってある程度説明がつく。この過程を経て、一八世紀後半以後、婿養子という制度が日常化していったと表現することもできよう。<sup>(5)</sup>

会津藩において、変動をともなった時期の先代の男子数が、変動前の時期のそれよりも少ないことは表15および表16から明らかである。しかしながら変動の幅は比較的小さい。同じ期間について先代家督者の死亡年齢を一〇年毎に示すと表17のとおりである。この場合も、長男相続の減少と平均死亡年齢の低下とは符合しているが、死亡年齢の変動幅は小さい。同様の傾向は、秋田佐竹藩

表 17 先代家督者の死亡年齢(1721-1770年・10年きざみ)

先代家督者の死亡年次					
死亡年齢	1721-1730	1731-1740	1741-1750	1751-1760	1761-1770
事例数	200	218	232	239	236
平均死亡年齢	66.7	65.7	66.6	64.4	65.2

においても観察されている。男子数、先代家督者の死亡年齢共に、死亡率上昇の指標と考えられよう。長男による継承が実現されないことが、どのようなメカニズムで、またどのような時間差をもって現われるかは、より複雑な経路によって説明されねばならないが、少なくとも死亡傾向の変動の結果たす役割は明らかである。会津藩における長男相続の急減期は、享保一七年(一七三二)の飢饉に重なり合う部分がある。秋田佐竹藩でも同じ時期に長男相続が急減していることが分かっている。同藩では元禄八、九年(一六九五―一六九六)の飢饉も長男相続の急減を発生させているが、この時の飢饉は会津藩の長男継承の減少をもたらしていないように見える。一八世紀における長男継承の減少は、それぞれの地方である程度個別的な状況を背景に生じたものといえよう。

#### (一八) 婿養子の位置付け

会津藩においては、長男による継承の減少に対応して、婿養子による継承が、一七世紀九・八パーセント、一八世紀前半一〇・一パーセント、一八世紀後半一五・七パーセントと増加していることが表2から分かる。一七二二―一七三〇年と一七三一―一七四〇年の比較では、婿養子の割合は八・〇パーセントから一六・五パーセントへ八・五ポイント上昇している。また、一七四一―一七五〇年と一七五一―一七六〇年の間では、一一・二パーセントから一五・五パーセントへ四・三ポイント上昇した。その後、婿養子の割合は、このレベルの高さを保ち続ける。このことは養子の割合が一旦ピークに達した後低下するのと対照的である。会津藩において、子の数が相対的に多いことが、婿養子という継承の形態を、危機を契機としてそれ以後恒常化させたことにかかわっていると思われる。

会津藩における婿養子が、どのようなかたちで増加したのか、それは、継承の一つのかたちとして定式化されたのか、それともあくまで危機対応の代替措置の一つに過ぎなかったのかについて検討してみよう。まず、婿養子が先代の男子お

表 18 先代の子の数別にみた婿養子による継承ケース

18 世紀前半		女子					計 (%)
		0	1	2	3	4-	
男子	0	2	20	18	17	0	57 (55.9)
	1	0	11	6	6	5	28 (27.5)
	2	0	3	6	2	2	13 (12.7)
	3	0	1	0	0	1	2 ( 2.0)
	4-	0	0	0	1	1	2 ( 2.0)
計		2	35	30	26	9	102 (100)

  

18 世紀後半		女子					計 (%)
		0	1	2	3	4-	
男子	0	0	24	30	12	6	72 (45.9)
	1	0	18	14	9	8	49 (31.2)
	2	1	6	9	4	2	22 (14.0)
	3	0	0	7	0	2	9 ( 5.7)
	4-	0	0	0	0	5	5 ( 3.2)
計		1	48	60	25	23	157 (100)

男子数 0 は、養女婿を意味する。

表 19 男子 1 人があったにもかかわらず婿養子を迎えた場合

男子の行方	18 世紀前半	18 世紀後半
早世 (あるいは早世と推定される場合)	21 (75.0)	36 (73.5)
婿養子の養子	1 ( 3.6)	5 (10.2)
別系	3 (10.7)	0
他家へ養子	0	3 ( 6.1)
出奔	0	2 ( 4.1)
不明	3 (10.7)	3 ( 6.1)
計	28 (100)	49 (100)

よび女子の数に関して、どのような状況の下に発生しているかを、一八世紀前半と後半を比較する形式で表 18 に示す。先代に一人以上の男子があった場合が、一八世紀前半においては四四・一パーセント、一八世紀後半では五四・一パーセントを占める。このことは、これらの男子が生存しているにもかかわらず、継承から排除された場合と、継承実現以前に死亡した場合を含んでいる。

男子一人があるにも

かわらず、婿養子による継承が行なわれた場合について、その内容を示すと表 19 のようになる。この男子が早世した場合、あるいは名だけが記載されていて早世したと推定される場合が、一八世紀前半においても、後半においても大体四分の三を占め、死亡がもっとも大きな要因であることが明らかに。先代の男子が婿養子の養

子となっている場合が、一八世紀前半に一件、後半に五件あり、特に後半には無視できぬ形態になっている。これは、婿養子を介した一種の中継ぎ相続が行なわれるようになったともみることができるといえる。男子が生存している場合、別系、他家へ養子、出奔などがあるが、別系は一八世紀前半のみ、他家への養子および出奔は一八世紀後半のみに見られ、いずれも数は少ない。

男子が三人以上あつたにもかかわらず、婿養子による継承が行なわれた場合について、それらの状況を略述すると以下のようになる。

一八世紀前半（四件中、生存二名、死亡二名のみ記載を含む）

ケース一 一男三歳で死亡、二男二歳で死亡、三男他家へ養子

ケース二 一男二五歳で死亡、二男二二歳で死亡、三男名のみ記載、四男名のみ記載

ケース三 一男幼死、二男幼死、三男幼死

ケース四 一男幼死、二男幼死、三男幼死、四男他家へ養子

一八世紀後半（二四件中、生存一五名、死亡三四名）

ケース一 一男名のみ記載、二男名のみ記載、三男婿養子の養子、四男名のみ記載

ケース二 一男名のみ記載、二男名のみ記載、三男名のみ記載、四男名のみ記載、五男名のみ記載、六男名のみ記載

ケース三 一男幼死、二男幼死、三男婿養子の養子

ケース四 一男病死、二男名のみ記載、三男名のみ記載

ケース五 一男名のみ記載、二男退嫡、後、病死、三男刃傷騒動に巻き込まれ退嫡、後、病死

ケース六 一男他家へ養子、二男名のみ記載、三男名のみ記載

ケース七 一男出奔、二男名のみ記載、三男別系

ケース八 一男幼死、二男幼死、三男婿養子の養子

ケース九 一男幼死、二男他家へ養子、三男他家へ養子、四男五八歳で病死

ケース一〇 一男幼死、二男幼死、三男幼死、四男婿養子の養子

ケース一一 一男一歳で病死、二男三四歳で病死、妻離別、三男他家へ養子

ケース一二 一男名のみ記載、二男名のみ記載、三男婿養子の養子、四男別に御奉公

ケース一三 一男病死、二男幼死、三男生年のみ記載

ケース一四 一男名のみ記載、二男名のみ記載、三男名のみ記載

男子が三人以上あった場合でも、一八世紀前半ではその八五・七パーセントが死亡、一八世紀後半では六九・四パーセントが死亡している。一八世紀後半には、生存する男子が多いが、そのうち五人は、婿養子の養子になっている。これらは、三男あるいは四男で、既に指摘したように、この時代に婿養子による中継ぎ相続が定着したという事情とかかわっているように見える。生存男子一五人中一人が三、四男である。長男が生存するにもかかわらず、婿養子をとったのは二ケースにすぎない。これらのうち一ケースにおいては長男は他家に養子に出ており、他の一ケースにおいては出奔している。

婿養子をとることがルール化しているならば、一人娘を婚出させることなく婿養子を迎えるに違いない。先代に男子がなく女子が一人あったという組合せにおいて、その女子が生存している場合に誰が家系を継承したかを調べると表20のようになる。一八世紀前半においては、婿養子を迎えたのは、六二・五パーセント、後半においては五六・八パーセントに過ぎず、それぞれ九件の女子の婚出が確認される。一八世紀後半には、一人娘が継承者(当代)の養女となった場合が四ケースを数えることにも注意しておきたい。

先代に男子がなく、複数の生存女子があった場合に、婿養子を迎えるのに年長順が採用されているかどうかを調べると、一八世紀前半においては、三五件中二八件(八〇・〇パーセント)、一八世紀後半には四一件中二八件(六八・三パーセント)が年長順となっていることが分かる。一八世紀後半に、その割合が低下していることは、婿養子が制度として精緻化の過

表 20 一人娘の場合の家系継承者

家系継承者	女子の行方	18世紀前半	18世紀後半
婿養子	残留	20 (62.5%)	25 (56.8%)
養子 (同姓)	婚出 継承者の養女	3	1
養子 (異姓)	婚出 継承者の養女 不明	4 2	5 1 3
養子 (姓不詳)	婚出 不明	1	1 1
甥	他家へ養女	1	1
弟	婚出 継承者の養女 他家へ養女	1	2 1
養女婿	婚出		3
計		32	44

らかにすることをその目的の一つに含んでいた。これまでに観察した盛岡南部藩と秋田佐竹藩については、比較的少ない子の数という共通項の下で、実子以外の親族や養子による継承が多いという共通項が存在する。これらの者による継承の発生頻度は、人口学的あるいは文化的差異に対応して変異を示すのである。南部藩と佐竹藩の間には、前者において僅かながらの人口学的な有利さが認められ、また、同族の関与の相対的な強さが認められるものの、大きな差異はないものと評価される。会津藩の場合には、人口学的により有利な条件である生存する子の多さが、実子による相続の多さを含めて、継承者の構造をいくらか異なったものになっている。

程をたどったとは判断しがたい側面を含んでいる。以上の検討は、会津藩において婿養子の割合が多くなってきたにもかかわらず、それがあくまでも、長男による継承という原則下において、補完的な役割を果たしてきたにすぎないことを示唆している。婿養子は養子による継承に優先される傾向を有しているとしても、それは絶対的な優先ではなく相対的な選好傾向にとどまるのである。

### 三 おわりに

はじめに述べたように、会津藩に関する資料の提示と分析は、一七世紀および一八世紀という時点において、東北の諸藩のなかで、この藩の置かれた位置を明

会津藩におけるもつとも特徴的な観察は、階層別の状況である。長男による継承の割合が、階層の高さに従って高いということ、それが子の数の多さに関連していることが明示された。しかしながら、時代別の観察を行なうと、少なくとも一七世紀においては、階層別の差が不明瞭であったことがわかる。継承に関する階層差が明確になるのは、一八世紀のことである。一七世紀から一八世紀にかけて、また、一八世紀前半から後半にかけて、長男あるいは実子による継承の割合が顕著に少なくなるのだが、この減少は死亡傾向の上昇に伴うものと考えられる。先代の子の数はこの間に著しく減少することはないが、下層の階層において子の数が相対的に少ないことが、死亡の影響をもろに受けることになったと解釈することができる。

会津藩の資料は、家督継承者の時系列的な変化に関して一〇年という単位での観察を可能にした。長男相続の割合は単純に減少の一途をたどるわけではなく、減少と回復の波のなかでの傾向として捉えられる。とりわけ重要なのは、飢饉の影響ともみられる特定時期の死亡傾向の上昇が長男相続の減少の引き金となっているとみられることである。同様の観察は秋田佐竹藩においても行なわれているが、減少が生じた時期については、一部には合致、一部には不一致がある。一八世紀において引き続き発生した飢饉が相乗的に作用して、長男による継承の割合を低下させたと見るのがもつとも魅力的な解釈だが、これについてはより詳しい調査が必要である。長男による継承という原則は不変とはいえ、実際の相続が長男以外によって行なわれる仕組みが死亡傾向の上昇を介して発現したことを秋田佐竹藩の分析に続いて、本稿でも示した。「家」における非血縁要素の導入が、死亡傾向という外在的要因を介して強化され、それが「家」原理の中に当然のものとして内在化されていくという道筋を想定することも可能であろう。

婿養子による継承の増加は、会津藩では、長男相続の減少に対応するかたちで増加してきた。養子による継承も重要だが、危機において増加した後に急減している。この意味で、婿養子による継承がその優先性を示唆しながら定着してきたと見られる。しかしながら、それは完全な優先性を確保したわけではなく、柔軟性と予測不可能性のある程度保ちながら、長男相続制度下における補完システムの一部として位置付けられるのである。



註

(1) 会津若松市立図書館には、コピーのために異例の便宜をはかっていただいた。コピー作業に関しては、太田素子氏（共栄学園短期大学助教授）の献身的なご助力を受けた。また、資料収集にあたっては、文部省創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」（研究代表者、国際日本文化研究センター名誉教授速水融）の研究分担者として研究費を使わせていただいた。記して感謝の意を表したい。

(2) 坪内（一九九七）参照。

(3) 坪内（一九九四）参照。

(4) ちなみに、盛岡南部藩では、家督継承年次は記載されているが、先代の死亡年次が不明の場合が多いというように、藩によって記載方法の違いがある。

(5) 秋田佐竹藩においては、一六八一—一六九〇年と一六九一—一七〇〇年の間に長男による継承は六九・三パーセントから五八・七パーセントへ一〇・六ポイント減少するが、それを補うのが弟（〇・八パーセントから三・八パーセントへ三・〇ポイント上昇）、養子（二一・〇パーセントから一四・二パーセントへ三・二ポイント上昇）、二男（五・五パーセントから七・六パーセントへ二・一ポイント上昇）、婿養子（七・九パーセントから九・八パーセントへ一・九ポイント上昇）等である。一七二一—一七三〇年と一七三一—一七四〇年にも、長男による継承は五八・〇パーセントから五〇・九パーセントへ七・一ポイント減少するが、この場合それを補うために養子をもっとも大きな役割を果たし（一四・八パーセントから二二・七パーセントへ七・九ポイント上昇）、弟（二・五パーセントから三・三パーセントへ〇・八ポイント上昇）、二男（六・六パーセントから七・七パーセントへ一・一ポイント上昇）の伸びはやや制限されたものとなり、婿養子にいたっては一一・五パーセントから七・三パーセントへ逆に四・二ポイント減少している。秋田佐竹藩における男子数および子の数の相対的な少なさのために、利用できる人的資源がいはやく限界に達してこの現象が見られたと考えられる。

参考文献

家系の継承に関する筆者によるこれまでの分析に関する報告の一覧を示す。

坪内玲子「長子相続制度における補完システムの比較研究（1）」『龍谷紀要』九卷二号、一九八七（坪内玲子「日本の家族——「家」の連続と不連続」アカデミア出版会、一九九二、第II章一節「南部の婿養子と首里の血縁養子」として再録）

坪内玲子「長子相続制度における補完システムの比較研究（2）」『龍谷紀要』一二卷一号、一九九〇（坪内玲子「日本の家族——「家」の連続と不連続」アカデミア出版会、一九九二、第II章二節「那覇久米村の近親と遠親」として再録）

坪内玲子「宮古島における家系の継承と人口学的要因」『龍谷紀要』一五卷一号、一九九三

坪内玲子「一七、一八世紀の南部藩家臣における家系の継承——長男による家督相続の少なさをめぐって——」『龍谷紀要』一六卷一号、一九九四

坪内玲子「鹿児島島津藩における家系継承をめぐって」『龍谷紀要』一七卷一号、一九九五

坪内玲子「南部藩家臣における家系の断絶」『龍谷紀要』一八卷一号、一九九六

坪内玲子「加賀前田藩藩士における家系継承」『龍谷紀要』一八卷二号、一九九七

坪内玲子「秋田佐竹藩藩士における家系継承——継時の変化を中心に——」『龍谷紀要』一九卷一号、一九九七

（龍谷大学 家族社会学）